

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 fonfun  
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之  
(コード番号 2323)  
問合せ先 執行役員 小松昌弘  
(TEL 03 5350 7800)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条を削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

(2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 10 条第 3 項)

(3) その他、上記変更及び当社の平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日とする株式分割に伴う変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金)	(予定)

以 上

【 別紙 】

定款一部変更の内容

( 下線部は変更部分を示す )

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
( 発行可能株式総数 )	( 発行可能株式総数 )
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>85,000株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,500,000株</u> とする。
( 株券の発行 )	( 削除 )
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	( 削除 )
( 新設 )	( 単元株式数 )
	第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。
( 株式取扱規定 )	( 株式取扱規定 )
第 9 条 当社の株券の種類、株主(実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、端株の買取請求の取扱い、その他株式および端株に関する手続きならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	第 9 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。
( 株主名簿管理人 )	( 株主名簿管理人 )
第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	第 10 条( 現行どおり ) 2 ( 現行どおり )  3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
( 剰余金の配当 )	( 剰余金の配当 )
第 32 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。	第 32 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して支払う。
( 中間配当 )	( 中間配当 )
第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して中間配当を行うことができる。	第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して中間配当を行うことができる。
( 新設 )	附 則
	第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
( 新設 )	第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除する。

( 注 ) 上記の内容につきましては、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。